

PTA 会員の皆様
安全互助事業担当者様

学童の PTA 行事参加中の事故について（ご案内）

PTA 安全互助事業におきまして、PTA 行事参加中の児童・生徒の補償に係る照会・相談を数多くいただいております。つきましては、下記の通り具体例を添えて補償内容を解説させていただきます。

今後の互助事業対応の一助となりましたら幸いです。

記

1. 補償の特徴

PTA 行事参加中の児童・生徒の補償につきましては、治療期間が 8 日以上の場合 (①)と8 日未満の場合 (②)で補償日額が異なります。

①治療期間が 8 日以上の場合

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害	300 万円 + 60 万円
入院日額	3,000 円 + 900 円
手術	3.0 + 0.9 万円 ～12.0 + 3.6 万円
通院日額	2,000 円 + 600 円

②治療期間が 8 日未満の場合

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害	360 万円
入院日額	3,000 円
手術	3.0 万円 ～12.0 万円
通院日額	2,000 円

2. お支払い例

例 1) PTA 秋祭り参加中に生徒 A が階段から落ち左足首を骨折。6 月 1 日から 6 月 25 日までの間（25 日間）に整形外科に 5 日通院後に完治。

→治療期間は 8 日以上となるため、上表①を適用

支払い保険金は 2,600 円 × 5 日 = 13,000 円

例 2) PTA サッカー大会に参加中に生徒 B が転んで右手親指を捻挫。6 月 1 日から 6 月 6 日までの間（6 日間）に整形外科に 3 日通院後に完治。

→治療期間は 8 日未満となるため、上記②を適用

支払い保険金は 2,000 円 × 3 日 = 6,000 円

【補足説明】

元々 PTA 行事参加中の補償につきましては PTA 会員（保護者・教員）並びに児童・生徒で補償額・支払い要件ともに同一です。しかし、児童・生徒につきましては、PTA 活動中を「学校管理下外」とも判断できます。そのため、児童・生徒は学校管理下外の補償の要件を満たす場合（治療期間が 8 日以上であること）には、学校管理下外の補償部分（死亡 60 万円・入院 900 円・通院 600 円）が追加でお受取りいただけることとなります。（リーフレットに記載の※はこの点を示すものです。）

以上